

第10期にっしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託仕様書

1 目的

第10期にっしん高齢者ゆめプラン（以下「第10期ゆめプラン」という。）は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づき介護保険事業の円滑な実施を図るために定める市町村介護保険事業計画を一体的に策定するもの。

本業務では、高齢者福祉や介護保険事業において、現行の第9期ゆめプランを踏まえ、日進市（以下「市」という。）の現状と課題を整理し、国の基本方針や愛知県が定める健康・福祉関連計画との整合性を保ちつつ、第10期ゆめプランの策定等を支援することを目的とする。

本業務は、民間事業者の高齢者福祉及び介護保険事業に関する総合的かつ専門的な知見を活かし、高齢者等の実態分析等を行い、本市の特性に応じた第10期ゆめプランの策定を支援することとする。

本業務の仕様については、本仕様書による他、第10期にっしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領等に基づいて提出された提案書によるものとする。

2 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令や要綱、通知等に加え、市の関係例規や各種計画を遵守し、これらの整合を図りながら第10期ゆめプランに反映すること。

3-1 業務内容（令和7年度・令和8年度共通）

（1）打合せ等

- ①受託者は、策定業務を適正かつ円滑に実施するため、市と密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については記録し相互に確認しなければならない。
- ②打合せを行った際には、受託者はその結果について記録し、打合せ終了後、市に会議内容等を記載した打合せ記録を電子データで提出するものとする。
- ③打合せには、市及び受託者のほか、必要に応じて第10期ゆめプラン策定に関わる者を加えることができるものとする。

（2）高齢者福祉・介護保険事業運営協議会及び地域包括ケア検討会議の参画と運営支援

- ①会議の企画・立案、資料作成等の準備並びに情報提供及び助言等を行う。
- ②会議に出席し、当日の運営支援を行うとともに、議事内容をこれ以降の本業務の実施に反映させるものとする。
- ③第10期ゆめプラン策定に係る会議の開催回数は、それぞれ令和7年度は2回、令

和 8 年度は 4 回を基本とするが、本業務の進捗等の都合により、回数を変更する場合がある。

3-2 業務内容（令和 7 年度）

（1）高齢者実態把握調査等の実施

- ①国の方針や第 9 期ゆめプラン策定時の調査を参考に、次の調査について、調査の設問を企画・立案し、調査票を作成する。また、依頼状、送付用封筒、返信用封筒その他調査に必要な帳票を作成する。

なお、調査内容については、高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の承認を得た上で確定する。

I 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対象者：日進市在住の 65 歳以上の方で、要介護認定を受けていない方

調査票配布数：2, 500 件程度を想定

調査内容：国の示す質問項目＋市独自の質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収を想定

II 在宅介護実態調査

対象者：日進市に在住し、要支援・要介護認定を受け、在宅で暮らしている方

調査票配布数：1, 200 件程度を想定

調査内容：国の示す質問項目＋市独自の質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収を想定

III フレイル予防調査

対象者：日進市在住の 65 歳以上の方で、要介護認定を受けていない方（①の対象者を除く）

調査票配布数：13, 300 件程度を想定

調査内容：市独自の質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収を想定

IV 在宅生活改善調査

対象者：日進市内の a. 居宅介護支援事業所等、b. 介護支援専門員

調査票配布数：ab それぞれ全数を想定

調査内容：国の示す質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収もしくはメールや WEB を想定

V 介護人材実態調査

対象者：日進市内の介護サービス事業所等

調査票配布数：全数を想定

調査内容：国の示す質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収もしくはメールやWEBを想定

VI 居所変更実態調査

対象者：日進市内の施設・居住系サービス事業所

調査票配布数：全数を想定

調査内容：国の示す質問項目

調査手法：郵送配布・郵送回収もしくはメールやWEBを想定

※実施する調査及び調査の詳細（対象者、調査内容、調査数、調査方法等）は、
契約締結後、国の動向を踏まえて、委託者と受託者で協議の上で決定する。

②対象者及び対象者数は第9期ゆめプラン策定時と同様のものを想定する。

また、介護予防事業評価及び効果測定を行うため、「ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「ウ フレイル予防調査」の対象者については無作為抽出とせず、第9期策定時と同じ対象者に同じアンケートを送付する。

なお、対象者の抽出作業は市が行うが、受託者は抽出にあたって技術的な助言を行うとともに、固有IDの付番等については市と協議するものとする。

（参考）第9期プラン策定時のアンケート実施概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	フレイル予防調査	介護支援専門員調査	居所変更実態調査
調査対象	日進市在住の65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方	日進市に在住し、要支援・要介護認定を受け、在宅で暮らしている方	日進市在住の65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方（①の対象者を除く）	日進市内にある居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員の方	令和4年12月31日現在に日進市内にある施設・居住系サービス事業所
サイ ズ 標 本	2,500件	1,200件	13,290件	63件	33件
回 収 数 有 効	1,559件 (うちWeb 121件)	632件	8,389件 (うちWeb 676件)	57件	31件
回 収 率 有 効	62.4%	52.7%	63.1%	90.5%	93.9%
方 抽 出 法	無作為抽出		全数		
方 調 査 法	郵送配布 郵送回収/Web回収	郵送配布 郵送回収	郵送配布 郵送回収・Web回収	郵送配布 郵送回収	

③アンケート調査票、依頼状、送付用封筒、返信用封筒その他について、調査に必要な部数を印刷する。

送付用封筒は角 2 窓あき封筒、返信用封筒は長 3 封筒を想定している。返信用封筒にはテープ加工等の口糊加工を行う。

- ④市は、調査票等の発送・收受に必要な調査対象者の宛名ラベル及び名簿を作成し、受託者に提供及び貸与する。受託者は、市の指示に従い、宛名ラベルを貼り、調査票等の封入・封緘作業を行い、市に納品する。

- ⑤市で回収した調査票を定期的に受け取り、引き取った調査票等を整理・集計・分析すること。なお、調査票「その他」等の自由記載欄の内容は、原文をすべて提示すること。

集計データは国の地域包括ケア「見える化」システムや「介護保険総合データベース」、市の健康管理システム（健康かるて）にアップロードするため、別途国や市が指定するデータレイアウト及び形式に基づいて作成するものとする。

集計データについては、匿名加工後に学術目的で使用することを予定しており、入力データは令和 7 年 1 2 月末までに市へ提出するものとする。

- ⑥アンケート調査の各調査項目に対して、性別や年齢等の属性項目やその他の調査項目のクロス分析や指標化を総合的に行い、表やグラフを用いて第 1 0 期ゆめプラン策定及び事業運営の基礎資料となる課題の抽出や分析を行う。

- ⑦アンケート調査結果の分析や抽出された課題を整理した調査結果報告書を作成し、電子データで市へ提出する。

電子データは、PDF 形式及び修正が可能な形式（Word、Excel など）の 2 種類で提出すること。PDF ファイルは、JIS X 8341-3 規格に準拠するなど、アクセシビリティに配慮すること。

- ⑧アンケートの発送・回収に係る郵便料は市が負担する。

3-3 業務内容（令和 8 年度）

（1）基礎資料の収集・整理・分析

- ①各種統計資料、介護保険制度や介護報酬改定の動向、国や県、類似自治体の施策動向、市等の上位計画や関連計画の内容等を整理し、第 1 0 期ゆめプラン策定の基礎資料を作成する。

- ②第 9 期ゆめプランや市の高齢者福祉・介護保険事業の進捗状況を評価し、課題の整理を行う。

- ③地域支援事業費のうち、総合事業の従前相当サービス及びサービス・活動 A の利用実績（過去 5 年程度）についての分析を行う。なお、分析にあたり市が保有するデータが必要な場合は、別途協議する。

（2）ヒアリング調査

必要に応じて関係各課、関係機関等からのヒアリング調査を行う。

(3) 介護保険料等の設定支援

- ①人口及び要介護認定者の推計（令和9年度から令和27年度までの年齢別、男女別人口、要介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた要介護認定者数の推計）の実施。
- ②各介護保険サービスの事業量推計の実施。
- ③要介護認定者数推計と各介護保険サービス事業量に基づく介護保険料設定における支援の実施。
- ④ワークシート作成支援の実施。
- ⑤地域支援事業に要する費用の額及び事業量推計の実施。

(4) 第10期ゆめプラン案の作成支援

- ①会議での意見、基礎資料や高齢者実態把握調査結果等をもとに、本市の高齢者福祉や介護保険事業の課題や今後の方向性等について市との協議を重ねながら、第10期ゆめプラン案の作成を支援する。
- ②具体的施策については、計画期間で目指す姿からのバックキャスティングやロジックモデルの考え方を取り入れた施策体系となるよう工夫するものとする。
- ③認知症関係施策については、認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画を兼ねるものとする。また、策定プロセスにおいては、認知症の人本人及びその家族からの声を反映させる取り組みを設けるとともに、「新しい認知症観」の明記、「施策目標」を平易な言葉で“わかりやすく”記述する等、認知症施策推進基本計画に基づくものとする。
- ④第10期ゆめプラン案の作成は、会議の開催時期及びパブリックコメントの実施時期（令和9年1月を予定）に合わせて計画的に進めるものとする。

(5) パブリックコメントの実施支援

- ①第10期ゆめプランのパブリックコメントの実施のために必要な資料の提供及びデータの提供等、市への支援を行うとともに、その対応策についての検討を行う。

(4) 第10期ゆめプランの作成

- ①高齢者福祉・介護保険事業運営協議会で承認を得た後、第10期ゆめプランの成案として取りまとめる。また、その内容を市民に分かりやすく周知するための概要版を作成する。
- ②第10期ゆめプランのデータ（全体版・章別、概要版のワードデータ及びそれぞれのPDFデータ）を提出する。

3-4 その他業務内容に係る留意事項

- ①資料等作成時のフォントサイズは、12ポイント以上を基本とする。また、図表やイラストについては、「にっしんの表現指針」やカラーユニバーサルデザインに配慮

し、モノクロ印刷をした場合でも見やすい色使いとすること。

4 主任技術者

受託者は、本業務を計画し指揮する主任技術者について、技術上の管理を行うに必要な経験を有する有能な技術者を選任しなければならない。

5 納入場所

成果物の納入場所については、次のとおりとする。納入方法については、その都度市が指示する。

〒470-0192 日進市蟹甲町池下2 6 8

日進市役所福祉部地域福祉課

電話：0561-73-1484 ファクス：0561-72-4554

電子メール：chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

6 協議等

受託者は、本業務の実施にあたり、市と綿密な協議を行うものとする。また、本業務の実施に疑義が生じたとき及び本仕様書、提案書等に記載のない事項については市と協議のうえ実施するものとする。

7 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。

8 著作権

本業務の成果品にかかる著作権については、市に帰属するものとする。

9 個人情報の取扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについて十分留意すること。